

教委議案第12号

明石市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定のこと

明石市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月28日提出

明石市教育委員会

教育長 北 條 英 幸

明石市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

明石市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成27年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第2条 条例第3条第3号に規定する教育委員会が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>（1） 明石市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（昭和50年規則第39号）<u>第2条第1号から第14号の2まで及び第15号に掲げる場合</u></p> <p>（2） （略）</p>	<p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第2条 条例第3条第3号に規定する教育委員会が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>（1） 明石市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（昭和50年規則第39号）<u>第2条第1号から第15号までに掲げる場合</u></p> <p>（2） （略）</p>
<p>備考</p> <p>1 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>2 改正の欄に「（削る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。</p> <p>3 現行の欄に「（新設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

本案は、勤務条件に関する措置要求の審理に出席する場合などの一般職の職員に新たに追加される職務専念義務の免除となる項目について、特別職たる教育長には適用されないことから、同項目の適用を除外するため、規則の一部を改正しようとするものである。